

鹿児島県知事

2008年11月19日

伊藤 祐一郎 様

教育委員会教育長

原田 耕藏 様

鹿児島県児童クラブ連絡協議会

会 長 加 来 宗 暁

(高陵寺保育園児童クラブ)

事務局／青葉児童クラブ 霧島市国分重久 2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

## 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 2009（平成21）年度鹿児島県予算等についての要望書

貴職におかれましては、日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）や教育行政の発展のためにご尽力いただき、敬意を表します。

さて、

2008年5月1日現在、学童保育数は1万7495か所（前年比827か所増）、入所児童数78万6883人（前年比4万2000人増）となりました（全国学童保育連絡協議会調査）。入所児童数はこの5年間で25万人も増えています。小学生が放課後に連れ去られて殺害されるなどの痛ましい事件が相次ぐなかで、放課後生活の安全対策が大きな課題となり、学童保育を求める声がいっそう広がりました。

働く親を持つ小学生の、家庭に代わる大切な「毎日の生活の場」を保障する学童保育が量的・質的に拡充されることが、ますます切実な願いとなってきています。

一方で、市町村合併によって、中心部と周辺部で地域間格差が、児童クラブ（学童保育所）の規模間格差を生み出しています。大きな自治体になり、事業所数が増えたことより働く場所も増え、より働く場所に近いところに住むようになってきています。

学童保育を必要とするとも稼ぎ世帯やシングル世帯も増えてきている地域と、学童が減って小規模化（5人以下）する児童クラブ（学童保育所）も同じ自治体内に存在します。大規模であろうが小規模であろうが、働く親にとっては学童クラブ（学童保育所）は必要な施設であり、働き続けていくためにはなくてはならない施設となってきています。

1997年の法制化は、先進的な取り組みを進めてきていた自治体の動きに国がやっと追いついたものと言えます。また、厚生労働省は昨年10月、「集団の規模は40人」「児童1人当たり1.65㎡以上」等を明記した「放課後児童クラブガイドライン」を策定しました。そして今年2月には、放課後児童クラブへの入所児童数を10年間で約3倍に増やす「新待機児童ゼロ作戦」を打ち出しています。

しかし、県内の児童クラブ（学童保育所）は、まだまだたくさんの課題を抱えています。

①小学校区にない地域がある。②生活の場にふさわしい施設・設備となっていない。③指導員の雇用・労働条件が安定したものとなっていない。④必要としているにも関わらず入所できない児童（障害児、高学年、低学年でも待機児）がいる。⑤大多数の民間（共同）児童クラブ（学童保育所）が厳しい財政運営を余儀なくされている。⑥障害児学童保育（特別支援学校放課後児童対策事業）は通常の学童保育以上の困難を抱えている。

これらの課題の解決のために、2009（平成21）年度鹿児島県予算編成において、県内 〇〇ヵ所児童クラブ（学童保育所）の署名を添えて、下記の諸事項を実現していただきますようお願い申し上げます。

## 記

一、全小学校区に児童クラブ（学童保育）が作られる（小規模も含む）ようにすること、また大規模児童クラブの分離増設のための予算措置をはかること。

- （１）地域間・規模間格差を解消するための予算措置をはかること。  
５人以下の小規模施設への助成基準を策定すること。
- （２）学童保育を単独で建てる場合、児童厚生施設等整備費を活用できるように予算化をはかること。
- （３）余裕教室を学童保育施設として活用を促すため、および障害児受入のために既存施設を改修するため、保育環境改善等事業費（新・放課後子ども環境整備等事業費）を活用できるようにすること。
- （４）民間施設借用の学童保育への家賃補助を予算化すること。
- （５）文部科学省・厚生労働省の「放課後子どもプラン」は学校余裕教室の活用を促している。県教育庁として学校施設等を学童保育の専用施設（室）として活用できるように、市町村教育委員会に対して積極的な指導を行なうこと。
- （６）財政難を理由に、補助基準額の減額を行わないこと。

二、厚生労働省策定の「放課後児童クラブガイドライン」を実効性あるものにするために、児童福祉法に位置づく社会福祉事業である放課後児童クラブの内容と水準を守ること。

- （１）①必要な開設日を確保する、②専任指導員を配置する、③安全や情緒の安定の確保、④保護者との日常的な連携など、これまでの放課後児童クラブの内容と水準を守ること。
- （２）「ガイドライン」を基本とし、「鹿児島県放課後児童クラブ運営基準」（仮称）の策定、または実施要綱等を策定すること。

三、自治体の責任のもとに、指導員を確保するための研修の場をつくり、行政責任を明確にすること。

四、厚生労働省は、発達障害児等の受け入れのさらなる推進をはかるため、「市町村の責任のもとに、適切な専門的知識等を有する指導員（一定の研修を受講した者等）を各クラブに配置する補助方式に変更し、必要なすべてのクラブにおける障害児受け入れ体制」の強化をはかるとしている。そこで、

- （１）県は障害児入所の促進をはかるとともに、障害児入所に際しての指導員増員に伴う具体的な予算措置をとること。（いくつかの市町村は独自で補助金を支出しているところもある。）
- （２）指導員人件費補助については、国庫補助基準額が支出できるようにすること。

五、「放課後子どもプラン」に関する要望

- （１）子どもたちの放課後の安心・安全の確保と保障ができる施策は、学童保育にかかわっている当事者と自治体（行政の担当者）といっしょになって進めて行くための「学童推進委員会（仮称）」を設けること。
- （２）「放課後子どもプラン」の推進にあたっては、放課後児童クラブは「放課後子ども教室推進事業」との連携を図りながら、従来通り福祉部局での推進をはかること。

六、「指定管理者制度」に関する要望

学童保育事業は、元々利益を目的とした事業ではなく、対象としている児童も６学年の間、継続して生活しており、指定管理者制度は学童保育事業には適さないという認識を明らかにすること。

七、制度変更に伴う要望

- （１）県として市町村に対して、重大な制度変更を行なう場合は、行政指導優先ではなく住民及び学童保育関係者の意向を尊重し、適正な支援態勢づくりへの配慮を欠かさないこと。
- （２）住民に対しては、明確な説明責任を果たすことを徹底すること。

【参考資料】

表 2008年度の学童保育関係の補助単価 (単位：円)

|             | 入所児童数                | 年間開設日数                                                                                                                                                                                             |           |                              |
|-------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------|
|             |                      | 250日<br>(基準開設日数)                                                                                                                                                                                   | 290日の場合   | 200日～249日<br>(2010年度廃止)      |
| 児童数区分       | 10人～19人              | 990,000                                                                                                                                                                                            | 1,510,000 | 対象外<br><br><br><br>1,611,000 |
|             | 20人～35人              | 1,612,000                                                                                                                                                                                          | 2,132,000 |                              |
|             | 36人～70人              | 2,408,000                                                                                                                                                                                          | 2,928,000 |                              |
|             | 71人以上                | 3,204,000                                                                                                                                                                                          | 3,724,000 |                              |
|             | (2010年度廃止)           |                                                                                                                                                                                                    |           |                              |
| 長時間<br>開設加算 | 平日分                  | 1時間当たり 199,000                                                                                                                                                                                     |           | 1時間当たり 199,000               |
|             | 長期休暇等分               | 1時間当たり 90,000                                                                                                                                                                                      |           | 対象外                          |
| 市町村分        | 放課後児童クラブ支援<br>事業費    | (1) ボランティア派遣事業(4事業)<br>1事業当たり 年額441,000<br>(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業<br>1市町村当たり 年額750,000<br>(3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業(変更の可能性あり)<br>1市町村当たり 年額584,000<br>(4) 障害児受入推進事業(開設日数250日以上クラブ)<br>1クラブ当たり 年額1,421,000 |           |                              |
| 都道府県分       | 放課後児童指導員等資<br>質向上事業費 | 都道府県・政令市・中核市<br>1か所当たり1,000,000 *障害児対応の指導員研修も奨励                                                                                                                                                    |           |                              |

| 運営主体<br>(どこが運営しているか) | 1998年 |        | 2003年  |        | 2008年  |        | 2003年との比較 |
|----------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
|                      | か所数   | 割合     | か所数    | 割合     | か所数    | 割合     | か所数       |
| 公立公営                 | 4,881 | 50.7%  | 6,549  | 47.5%  | 7,458  | 42.6%  | 909       |
| 公社や社会福祉協議会           | 775   | 8.1%   | 1,821  | 13.2%  | 1,968  | 11.3%  | 147       |
| 地域運営委員会              | 1,698 | 17.6%  | 2,094  | 15.2%  | 3,024  | 17.3%  | 930       |
| 父母会                  | 1,746 | 18.1%  | 1,637  | 11.9%  | 1,475  | 8.4%   | -162      |
| 法人等                  | 349   | 3.6%   | 1,498  | 10.9%  | 3,230  | 18.5%  | 1,732     |
| その他                  | 178   | 1.9%   | 198    | 1.4%   | 340    | 1.9%   | 142       |
| 合計                   | 9,627 | 100.0% | 13,797 | 100.0% | 17,495 | 100.0% | 3,698     |

| 開設場所<br>(どこで実施しているか) | 1998年 |        | 2003年  |        | 2008年  |        | 2003年との比較 |
|----------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
|                      | か所数   | 割合     | か所数    | 割合     | か所数    | 割合     | か所数       |
| 学校施設内                | 3,800 | 39.5%  | 6,137  | 44.5%  | 8,495  | 48.6%  | 2,358     |
| 内訳(余裕教室)             | 1,970 |        | 3,518  |        | 4,611  |        | 1,093     |
| 内訳(敷地内の独立専用施設)       | 1,502 |        | 2,107  |        | 3,179  |        | 1,072     |
| 内訳(その他の施設を利用)        | 328   |        | 512    |        | 705    |        | 193       |
| 児童館内                 | 2,147 | 22.3%  | 2,442  | 17.7%  | 2,630  | 15.0%  | 188       |
| 公設の学童保育専用施設          | 876   | 9.1%   | 923    | 17.7%  | 1,290  | 7.4%   | 367       |
| その他の公的施設             | 565   | 5.9%   | 1,562  | 6.8%   | 1,885  | 10.8%  | 323       |
| 法人等の施設               | 463   | 4.8%   | 881    | 6.4%   | 1,189  | 6.9%   | 308       |
| 民家・アパート              | 1,256 | 13.0%  | 1,187  | 8.6%   | 1,243  | 7.1%   | 56        |
| その他                  | 520   | 5.4%   | 665    | 4.8%   | 763    | 4.3%   | 98        |
| 合計                   | 9,627 | 100.0% | 13,797 | 100.0% | 17,495 | 100.0% | 3,698     |

●ある民間の学童保育所の運営費(名古屋市)●

児童数28名 指導員2名(1年目、1.5年目)

施設は、市がプレハブを無償で貸与

|    | 費目                        | 金額      |
|----|---------------------------|---------|
| 収入 | 市からの補助金<br>(国の補助金151.8万円) | 329.9 万 |
|    | 保育料<br>(1世帯平均月13000円)     | 458.8 万 |
|    | 事業収入                      | 28.3 万  |
|    | おやつ代                      | 59.8 万  |
|    | その他(積立金)                  | 34.8 万  |
|    | 収入合計                      | 911.6 万 |
| 支出 | 指導員人件費                    | 600.0 万 |
|    | 福利厚生費                     | 105.0 万 |
|    | アルバイト料                    | 121.1 万 |
|    | 水道光熱費                     | 24.1 万  |
|    | 教材費                       | 15.6 万  |
|    | おやつ代                      | 59.8 万  |
|    | 電話代                       | 6.9 万   |
|    | 消耗品費・備品費                  | 14.9 万  |
|    | 保険料                       | 8.2 万   |
|    | 支出合計                      | 955.6 万 |

赤字分は翌年に繰り越し

設備の状況(設置されている割合)(%)

| 設備             | 専用設備がある | なにもない |
|----------------|---------|-------|
| 生活室            | 86.1    | 2.9   |
| 台所設備           | 62.4    | 16.9  |
| トイレ            | 52.6    | 0.0   |
| 電話             | 76.5    | 4.1   |
| かばん置き場(個人ロッカー) | 94.8    | 2.6   |
| 手洗い場           | 64.7    | 1.8   |
| 足洗い場           | 36.2    | 29.3  |
| 静養できる部屋またはコーナー | 45.4    | 32.6  |
| ホールなどの室内の遊び場   | 22.9    | 37.8  |
| 指導員の事務スペース     | 56.1    | 24.7  |
| 冷蔵庫            | 83.1    | 4.5   |
| 緊急時の通報装置       | 26.6    | 45.7  |
| クーラー           | 65.9    | 23.8  |

(全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査「個別調査」より)

●保育所の約3,400億円(民間保育園への補助金)と比べてみると  
学童保育への補助金はあまりにも少ない(総額は186億円)

| 学童保育(2008年度) |          | 保育所(2008年度)  |           | 民間保育所と比べて学童保育は |
|--------------|----------|--------------|-----------|----------------|
| 施設数          | 1万7495か所 | 施設数          | 1万927か所   | 約1.6倍          |
| 入所児童数        | 約79万人    | 入所児童数        | 約114万人    | 約3分の2          |
| 指導員数         | 約6万7000人 | 保育士数         | 約23万人     | 約3分の1          |
| 1施設当たりの国庫支出額 | 約106万円   | 1施設当たりの国庫支出額 | 約3200万円   | 約30分の1         |
| 児童一人当たりの予算額  | 約2万3500円 | 園児一人当たりの予算額  | 約29万8000円 | 約13分の1         |

\* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。

\* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

【放課後児童クラブ設置基準の参考資料】

1, 長崎県放課後児童クラブ設置基準(長崎県こども政策局/2008年3月)

別紙

<http://www.pref.nagasaki.jp/child/sikaku/setti/0201.html>

2, 熊本県放課後児童クラブガイドライン(案)

別紙

3, 都道府県別の学童保育数と設置数(2008年5月1日現在)

別紙